

答申第 764 号

情公第 2996 号

令和 4 年 4 月 6 日

神奈川県公安委員会

委員長 岡田 優子 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 2 月 13 日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その 1）（諮問第 785 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、別表 1 に掲げる文書を特定し、別表 2 の非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 9 月 20 日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成 28 年 9 月 29 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年 11 月 16 日付けで、同条第 5 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成 29 年 9 月 19 日付けで、別表 1 「本件処分において特定された文書一覧」に掲げる文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表 2 「本件処分における非公開情報一覧」における非公開情報欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」と総称する。）を、次のとおり非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表 2 の区分欄に掲げる A-1 情報から A-4 情報まで、A-7 情報、C-1 情報、C-2 情報、D-1 情報、D-2 情報、E-1 情報、F-1 情報から F-4 情報まで、G-1 情報、H-1 情報から H-4 情報まで、I-1 情報、J-1 情報から J-3 情報まで、K-1 情報から K-5 情報まで、L-1 情報、L-2 情報、M-1 情報、M-2 情報、N-1 情報及び O-1 情報については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして、条例第 5 条第 1 号本文を理由に非公開とした。

イ 別表 2 の区分欄に掲げる H-8 情報、L-6 情報及び M-4 情報については、公開することにより、警察の通信事務に支障を及ぼすおそれがあるとし

て、条例第5条第4号柱書を理由に非公開とした。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-1情報からA-6情報まで、B-1情報、C-2情報、C-3情報、D-2情報、D-3情報、E-1情報、F-3情報からF-5情報まで、G-1情報、G-2情報、H-2情報からH-7情報まで、I-1情報、I-2情報、J-3情報、J-4情報、K-1情報からK-6情報まで、L-1情報からL-5情報まで、M-1情報からM-3情報まで及びN-2情報については、公開することにより、犯罪の予防、捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるとして、条例第5条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、H-3情報、K-2情報、L-1情報及びM-1情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件被疑者の氏名、住所の一部、年齢等が公表されていることや、特定事件の重大性に鑑みれば、少なくとも、「本籍」の一部（住所のうち公表されている部分に相当するもの）、「生年」及び「被疑者に関する情報の内容」は、公表情報として取り扱われるべきである。また、これらの情報を公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならない。

また、これらの情報は、本件被疑者がいかなる人物であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報とし

て公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2情報、K-3情報及びK-5情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件被疑者の供述内容は、特定の個人が識別され得る情報でも本件被疑者個人の権利利益を害するおそれがある情報でもとにもない。

かかる情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-3情報及びJ-3情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）の権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件被害者の氏名であっても、遺族が積極的に公表していれば、公開すべきである。

これらの情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

エ 別表 2 の区分欄に掲げる A-4 情報、E-1 情報、F-3 情報、F-4 情報及び K-1 情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者及び特定事件の関係者（以下「本件関係者」という。）の権利利益並びに本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で部分公開すべきである。

本件被疑者の供述内容は、特定の個人が識別され得る情報でも本件被疑者個人の権利利益を害するおそれがある情報でもとにもない。

これらの情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当する。また、事件の指揮及び事件の認知は、明らかに公務員の職務遂行情報として、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

オ 別表 2 の区分欄に掲げる C-2 情報及び D-2 情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。個人の権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

これらの情報は、実施機関が特定事件に対していかに接してきたかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当する。また、公務として出頭した者については、氏名も含めて同号ただし書イ及びウに該当する。呼出しは、明らかに公務員の職務遂行情報として同号ただし書ウに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

カ 別表 2 の区分欄に掲げる F-1 情報、H-1 情報、N-1 情報及び O-1 情報

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げるG-1情報

本件被疑者の氏名及び罪名は、他の文書では公開になっているため、処分の整合性が担保できていない。また、別件事件の被疑者に係る分は、本件同様に被疑者氏名が公表されている者を除き、被疑者氏名を非公開とした上で、部分公開すべきである。

裁判官氏名及び執行官氏名は、明らかに、国立印刷局発行の職員録、裁判所のホームページ等で公表されているため、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

H-4情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

本件被害者の氏名であっても、遺族が積極的に公表していれば、公開すべきである。

これらの情報は、特定事件がいかなる事件であるか、また、実施機関が特定事件に対していかに接してきたかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、これらの情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、これらの情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるK-4情報

K-4情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべき

であるため、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表2の区分欄に掲げるH-8情報、L-6情報及びM-4情報に関する実施機関の弁明は、司法警察活動に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である当該電話番号には、当てはまらないものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報からA-5情報まで、C-2情報、C-3情報、D-2情報、D-3情報、E-1情報、F-4情報、H-3情報、H-4情報、I-2情報、J-3情報、K-1情報、K-3情報からK-5情報まで、L-1情報及びM-1情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

これらの情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報、H-7情報、K-6情報、L-3情報、M-3情報及びN-2情報

標記の情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは非公開事由とはならない。実施機関は、発生時間のみを非公開としており、本件処分の前後で整合性が破綻しているといわざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるB-1情報

B-1 情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれのある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報を公開しても、本件被疑者の取調状況等は明らかにはならず、実施機関が推測というものについても憶測の域を出ない。

かかる情報は、本件被疑者がいかに処遇されているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

エ 別表2の区分欄に掲げるF-3情報、H-2情報及びI-1情報

標記の情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

これらの情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

これらの情報を嫌がらせを受けるおそれ程度で非公開としてしまったら、他の公務員の氏名を公開した際にも、当該公務員に対する嫌がらせも同様に発生するおそれがあるのであり、平等原則にも反する。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

オ 別表2の区分欄に掲げるF-5情報

一般に、証拠品がないままに逮捕することは許されず、特定事件では明らかに証拠品があるといえるから、非公開事由に該当せず、別件事件についても、氏名等が非公開とされている以上、証拠品の有無を公開したところで、犯罪の捜査、控訴の維持等に支障を及ぼすおそれはない。

よって、F-5情報は、条例第5条第6号に該当しない。

カ 別表2の区分欄に掲げるH-5情報及びL-5情報

警部以上の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当するため、捜査員や捜査主任官の氏名であることをもって、同号以外の非公開事由に該当するということは、同号ただし書イの法意を没却ないし潜

脱するものであり、具体的に事件関係者等から当該捜査員等に対する報復等が行われようとしている訳ではない場合には、同条第6号に該当しない。

キ 別表2の区分欄に掲げるH-6情報

H-6情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれのある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

これらの情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

一般に、証拠品がないままに逮捕することは許されず、特定事件では明らかに証拠品があるといえるから、非公開事由に該当せず、犯罪の捜査、控訴の維持等に支障を及ぼすおそれはない。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ク 別表2の区分欄に掲げるJ-4情報

実施機関の死体発見報告に対する対応につきその内訳件数を公開したところで、J-4情報は、単なる統計情報であって、捜査状況を推認することはできず、憶測の域を出ない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ケ 別表2の区分欄に掲げるK-2情報

K-2情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

かかる情報は、本件被疑者がいかに処遇されているかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

コ 別表 2 の区分欄に掲げる L-4 情報

標記の情報は、当該情報であることをもって直ちに特定事件の犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

今後、特定事件と同様の事件が起きたとしても、捜査手法や捜査体制は日々進歩していくものであり、また、かかる情報から同種事件の捜査体制を推認することはできないため、今後の同様の犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれはない。たとえ捜査体制が明らかになるとしても、それを明らかにすることによって、いわゆる障害者の基本的人権を擁護する運動に資するための証拠資料として利用することも条例全体の精神に合致する。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当しない。

(4) 条例第 7 条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件非公開情報は全て公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-R に記録したものを交付すべきである。

イ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第 1 条等に反する。

ウ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第 1 条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部刑事部捜査第一課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、F-4情報のうち本件被疑者の生年月日、H-3情報、K-2情報、L-1情報及びM-1情報

標記の情報には、本件被疑者の本籍、出生地、生年月日、前科前歴及び家族関係を含む居住状況、本件被疑者が使用する車両に関する情報、本件被疑者が特定警察署へ出頭した際の供述内容、特定事件の証拠品である本件被疑者が犯行に使用した凶器に関する情報、特定警察署が本件被疑者を保護した際の本件被疑者の供述内容並びに捜査によって判明した本件被疑者に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 別表2の区分欄に掲げるA-2情報及びA-4情報

標記の情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が、加えて、A-4情報には、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者の人定事項並びに本件被疑者の犯人性、犯行の認否及び犯行状況（以下「被疑者犯行等情報」という。）が記載されている。

被疑者犯行等情報には、本件被疑者の犯人性に係る内容、本件被疑者による一連の犯罪行為（以下「本件犯行」という。）に係る認否の供述内容等及び犯行状況が、いずれも具体的かつ詳細に記載されている。

本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等の情報は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

本件被疑者、本件被害者及び本件関係者の人定事項並びに被疑者犯行等情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報、又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第5条

第1号本文に該当する。

(ウ) 別表2の区分欄に掲げるA-3情報

本件被害者の氏名、年齢、生年月日及び死亡確認場所については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、死因については、個人の人格と密接に関係し、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(エ) 別表2の区分欄に掲げるC-1情報、D-1情報、F-1情報からF-3情報まで、H-1情報、H-2情報、I-1情報、J-1情報、J-2情報、N-1情報及びO-1情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(オ) 別表2の区分欄に掲げるC-2情報、D-2情報及びD-3情報のうち「被疑者、参考人等の別」欄の情報

丙C文書及び丙D文書に共通して記載のある「被疑者、参考人等の別」欄には被疑者、参考人等の種別が、「出頭場所」欄には呼出人（実施機関が呼び出す相手方のことをいう。以下同じ。）を出頭させる場所が、丙C文書の「呼出人」欄には呼出人の氏名が、丙D文書の「呼出人」欄には呼出人の住居及び氏名が、それぞれ記載されている。これらの情報は、いずれも呼出人の氏名とともに記載されていることから、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(カ) 別表2の区分欄に掲げるE-1情報

丁E文書は、特定事件の捜査本部が設置された平成28年7月26日から作成された捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモであり、E-1情報には、特定事件の捜査により判明した本件被疑者、本件被害者及び本件関係者に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

(キ) 別表2の区分欄に掲げるF-4情報（本件被疑者の生年月日を除く。）

標記の情報のうち、「被害者関係」欄には本件被害者の氏名のほか、

番号 443 号には、平成 28 年 7 月 25 日、特定警察署管内において発生した別件事件の被害者（以下「別件被害者」という。）の住居、学年、氏名、年齢及び電話番号が、「被疑者」欄には別件事件の被疑者の人相着衣が、「状況」欄には特定事件のほか、別件被害者の詳細な被害状況及び本件被疑者の犯行状況が、「被害品」欄には本件被害者の詳細な被害状況が、それぞれ記載されている。これらの情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ク) 別表 2 の区分欄に掲げる G-1 情報

G-1 情報には、特定事件及び別件事件につき令状請求をした際の罪名並びに被疑者氏名、裁判官氏名、執行官氏名及び被害者氏名並びに捜査内容等が記載されている。これらの情報は、いずれも被疑者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

なお、審査請求人は、本件被疑者の氏名及び罪名は、他の文書では公開になっているため、処分の整合性が担保できていない旨主張するが、本件被疑者の氏名を公開すれば、同人に係る令状が何通請求され執行されたのかが明らかとなる。本件被疑者の令状請求の状況に関する情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当することから、公開することはできない。

(ケ) 別表 2 の区分欄に掲げる H-4 情報

庚 H 文書には、別紙 1 として犯罪事実、別紙 2 として犯罪の情状等に関する意見（成人用）が添付されている。別紙 1 及びその別表には特定事件の発生時間を含む本件被疑者の具体的な犯行状況並びに本件被害者の氏名、生年月日、死亡確認場所及び死因が記載されており、本件被疑者の情報は本件被疑者の氏名とともに、本件被害者の情報は本件被害者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

別紙 2 には本件被疑者に対する処分意見、本件被疑者の身上、本件被害者の感情及び検察官連絡事項等の犯罪の情状等に関する意見が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であるため、同号本文に該当する。

(コ) 別表 2 の区分欄に掲げる J-3 情報

J-3 情報には、「年齢」欄には死亡者の年齢が、「男女別」欄には死亡者の性別が、「認知状況」欄には死亡に至る経緯及び死亡場所が、「出動等」欄には出動した場合の捜査員の氏名が、「検査」欄には簡易薬物検査実施の有無及びその方法が、「処理区分」欄には犯罪死体、変死体、非犯罪死体の処理区分が、「備考」欄には特定事件の死亡者の氏名を含む特記すべき事項が、それぞれ記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ク) 別表 2 の区分欄に掲げる K-1 情報

K-1 情報には、特定事件の発生場所である施設職員からの 110 番通報の詳細な通報内容が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ク) 別表 2 の区分欄に掲げる K-3 情報及び K-5 情報

K-3 情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が記載されており、K-5 情報には、本件被疑者の逮捕後の本件犯行に係る認否の詳細な供述内容等が記載されており、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ク) 別表 2 の区分欄に掲げる K-4 情報

K-4 情報には、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況、本件被疑者の供述内容等及び本件被害者の被害状況が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(セ) 別表 2 の区分欄に掲げる L-2 情報及び M-2 情報

標記の情報には、特定事件の詳細な犯行状況が記載されており、特定の個人が識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 別表 2 の区分欄に掲げる C-1 情報、D-1 情報、F-1 情報から F-3 情報まで、H-1 情報、H-2 情報、I-1 情報、J-1 情報、J-2 情報、N-1 情報及び O-1 情報

警部補以下の警察官の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。

また、かかる情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付（以下「閲覧等」という。）が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しないことから、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しない。

(イ) 前記ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)から(セ)までの情報

標記の情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当せず、その内容及び性質に鑑みて、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかであることから、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、己 G 文書の執行官氏名は、明らかに国立印刷局発行の職員録、裁判所のホームページ等で公表されているため、同号ただし書イに該当する旨主張するが、執行官の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されていることから、同号ただし書

イには該当せず、公開することはできない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表2の区分欄に掲げるH-8情報、L-6情報及びM-4情報は、実施機関の内線番号であり、公開することにより、本件関係者及び別件事件の被疑者等から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くなど、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、F-4情報のうち本件被疑者の生年月日、H-3情報、K-2情報、L-1情報及びM-1情報

標記の情報には、本件被疑者の本籍、出生地、生年月日、前科前歴及び家族関係を含む居住状況、本件被疑者が使用する車両に関する情報、本件被疑者が特定警察署へ出頭した際の供述内容、特定事件の証拠品である本件被疑者が犯行に使用した凶器に関する情報、特定警察署が本件被疑者を保護した際の本件被疑者の供述内容並びに捜査によって判明した本件被疑者に関する情報が記載されている。

本件被疑者の本籍、出生地、生年月日及び前科前歴は、特定事件に係る捜査の結果判明した本件被疑者本人及び実施機関しか知り得ない情報であり、これらが公開されれば、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

本件被疑者の家族関係を含む居住状況、本件被疑者が使用する車両に関する情報、本件被疑者が特定警察署へ出頭した際の供述内容、特定事件の証拠品である本件被疑者が犯行に使用した凶器に関する情報、特定警察署が本件被疑者を保護した際の本件被疑者の供述内容及び捜査によって判明した本件被疑者に関する情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を

及ぼすおそれがある。

よって、標記の情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2情報及びA-4情報

標記の情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が、加えて、A-4情報には、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者の人定事項並びに特定事件の捜査本部の捜査体制に係る詳細な内訳人数等の内容（以下「捜査体制情報」という。）、被疑者犯行等情報並びに特定事件に関する着手時期を含む捜査事項の指揮伺い事項及びそれに伴う指揮事項並びに捜査報告内容（以下「指揮伺い等情報」という。）が記載されている。

捜査体制情報は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであるが、各所属においては、それぞれ専門知識を有する職員が配置されており、事件の規模や内容によっても、所属ごとの人数は変動するものであるところ、その所属はもとより招集した人数が明らかになると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかという着眼点が明らかになることとなる。そして、捜査のどこに重点が置かれるかという着眼点は、迅速的確な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。また、特定事件に係る招集人数は、県内における大小様々な捜査体制に少なからず影響を及ぼす可能性があり、このような捜査体制が明らかになれば、警察組織に対抗する不特定多数の者が、各種捜査活動に対する妨害等を企図する可能性があり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある。

被疑者犯行等情報には、本件被疑者の犯人性に係る内容、本件犯行に係る認否の供述内容等及び犯行状況が、いずれも具体的かつ詳細に記載されている。本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等の情報及び被疑者犯行等情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判

の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

指揮伺い等情報は、特定事件の捜査に関する指揮伺い事項及びそれに伴う指揮事項並びに捜査報告内容が記載されているため、公開することにより捜査本部が特定事件に係る捜査（以下「本件捜査」という。）のどこに重点を置いているのかという着眼点や、どのような捜査をどこまでの範囲で行ったのかという本件捜査の進捗状況が明らかとなり、円滑な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、指揮伺い等情報が公開されれば、実施機関の行う捜査方針、捜査経過及び捜査手法（以下「捜査方針等情報」という。）が明らかとなる。捜査方針等情報は、犯罪の立件基準及び捜査の着眼点であることから、かかる情報が公開されると、犯罪企図者において捜査が及ばない範囲を狙った犯罪行為が横行し、逃走、罪証隠滅等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記の情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-3情報

A-3情報には、本件被害者の氏名、年齢、生年月日、死亡確認場所及び死因が記載されており、本件被害者の詳細な被害状況が公開されれば、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるA-5情報

A-5情報には、神奈川県警察本部長が捜査を指揮する本部長指揮事件（以下「本件本部長指揮事件」という。）を捜査するに際し、神奈川県警察本部刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）を経て神奈川県警察本部長に指揮を受けた日時及び方法が記載されている。

神奈川県警察本部長に指揮を受けた日時及び方法の情報については、

当該指揮(伺い)事項とともに記載されているため、かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査指揮に関する事項についてのタイミングや内容という本件捜査の進捗状況、つまり捜査方針等情報が明らかとなる。捜査方針等情報は犯罪の立件基準及び捜査の着眼点であることから、かかる情報が公開されると、犯罪企図者において捜査が及ばない範囲を狙った犯罪行為が横行し、逃走、罪証隠滅等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報、H-7情報、K-6情報、L-3情報、M-3情報及びN-2情報

実施機関は、報道機関に対して、特定事件の発生時間について「平成28年7月26日午前2時ころ」、特定事件の認知時間について「同日午前2時45分」と広報しており、実施機関が特定した詳細な発生時間については公表していないものである。

特定事件の発生時間及び侵入時間が公開されれば、詳細な発生時間及び侵入時間が判明することにより、本件犯行に係る時間的な範囲、つまり、本件被疑者が本件犯行に要した時間が明確となり得る。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるB-1情報

B-1情報には、本件被疑者の夜間取調べ等の事前承認日時、承認者、当該事前承認を受ける理由及び類型が記載されている。これらの情報が公開されれば、本件被疑者の取調べ状況等の捜査手法及び特定事件に関して事前承認を受けた件数が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるC-2情報、C-3情報、D-2情報及びD-3情報

丙C文書に記載のある日付並びに丙C文書及び丙D文書に共通して記載のある「番号」欄、「呼出（年）月日時」欄、「通知（年）月日時」欄、「通知方法」欄、「被疑者、参考人等の別」欄、「呼出（し）を要する理由」欄、「呼出人」欄及び「出頭場所」欄には、特定事件に関してどのような立場の呼出人をいつ、どこにどのような理由で呼び出すかの予定及び呼出しの通知をいつどのような方法で行ったのかが、丙D文書に記載のある「結果」欄及び「参考事項」欄には呼出しを実施した結果及び参考事項が、それぞれ記載されている。これらの情報が公開されれば、捜査が及んでいる範囲及び特定事件に関して参考人の呼出しを何名予定し、何名実施したのかという、捜査の進捗状況、捜査協力者及び捜査の範囲が明らかとなり、被疑者その他の関係者による逃走、証拠隠滅等が図られ、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるE-1情報

丁E文書は、特定事件の捜査本部が設置された平成28年7月26日から作成された捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモであるが、E-1情報には、特定事件の捜査により判明した捜査結果等が詳細に記載されている。これらの情報が公開されれば、特定事件に関する個々具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項、すなわち捜査本部が本件捜査のどこに重点を置いているのかという着眼点やどのような捜査をどこまでの範囲でどのような方法で行ったのかという本件捜査の進捗状況等が明らかとなり、円滑な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、特定事件に関する個々具体的な捜査事項には、本件被疑者に係る犯行状況、本件被害者に係る被害状況及び本件関係者に係る参考とな

る情報が含まれている。これらの情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、実施機関の行う捜査手法に関わる事項が公開されれば、犯罪企図者において捜査が及ばない範囲を狙った犯罪行為が横行し、逃走、罪証隠滅等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ケ 別表2の区分欄に掲げるF-3情報、H-2情報及びI-1情報

標記の情報は、特定事件に限らず犯罪捜査に従事する捜査員の氏名であり、これが公開されれば、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該捜査員の生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性が高いことから、犯罪の捜査、予防等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

コ 別表2の区分欄に掲げるF-4情報（本件被疑者の生年月日を除く。）

標記の情報のうち、「被害者関係」欄には本件被害者の氏名のほか、番号443号には、別件被害者の住居、学年、氏名、年齢及び電話番号が、「被疑者（氏名・人着等）」欄には別件事件の被疑者の人相着衣が、「状況」欄には特定事件のほか、別件被害者の詳細な被害状況及び本件被疑者の犯行状況が、「被害品（数量・特徴等）」欄には本件被害者の詳細な被害状況が、それぞれ記載されている。

「被害者関係」欄及び「被疑者」欄の情報が公開されれば、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第6号に該当する。

「状況」欄及び「被害品」欄の情報は、事件の犯行態様や計画性などの犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査、

公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記の情報は、条例第5条第6号に該当する。

サ 別表2の区分欄に掲げるF-5情報

F-5情報には、特定事件及び別件事件における証拠品の有無及び被害届提出に関する情報が記載されている。

審査請求人は、一般に、証拠品がないままに逮捕することは許されず、本件では明らかに証拠品があるといえるから、非公開事由に該当しない旨主張するが、かかる主張は推測に過ぎず、明確な物的証拠がなくとも被疑者を逮捕する場合も考えられることから、審査請求人の主張を認めることはできない。事件を立件する上で、証拠品の有無及び被害届提出に関する情報は、犯罪立証のための重要な情報であり、これらの情報を公開することとなれば、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

シ 別表2の区分欄に掲げるG-1情報及びG-2情報

標記の情報には、特定事件及び別件事件について逮捕状等の令状を請求した令状請求決裁月日、令状種別、罪名、被疑者氏名、令状発付月日時、裁判官の氏名、令状執行月日時、執行官の氏名、有効期間、更新状況及びその他参考となる事項が記載されている。これら令状請求の状況に関する情報が公開されれば、被疑者に係る令状が何通請求され執行されたのか、また、令状の有効期間及び更新状況が明らかとなり、当該事件の捜査の進捗状況のほか、警察の捜査手法に係る事項が明らかとなり、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、裁判官の氏名は、当該被疑者に係る令状の発付を行った裁判官の氏名が記載されている。逮捕状等の令状の発付を行う立場である裁判官は、被疑者等からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開され

ると当該個人が特定され、これを知った被疑者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該裁判官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、標記の情報は、条例第5条第6号に該当する。

なお、審査請求人は、裁判官の氏名は、明らかに国立印刷局発行の職員録、裁判所のホームページ等で公表されているため、条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、己G文書における当該情報は、慣行として公にされている単なる裁判官の氏名というものではなく、上述のとおり、同条第6号に該当することから、公開することはできない。

ス 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

庚H文書には、別紙1として犯罪事実、別紙2として犯罪の情状等に関する意見（成人用）が添付されている。別紙1及びその別表には特定事件の発生時間を含む本件被疑者の具体的な犯行状況並びに本件被害者の氏名、生年月日、死亡確認場所及び死因が記載されており、これらが公開されれば、犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

セ 別表2の区分欄に掲げるH-5情報及びL-5情報

標記の情報は、捜査主任官の警察官の氏名であり、これが公開されれば、特定事件の捜査主任官に対する事件関係者等からの報復等のおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ソ 別表2の区分欄に掲げるH-6情報

H-6情報のうち、「作成・照会」欄には特定事件を送致又は送付する時点における本件被疑者に係る被害記録、写真、指掌紋記録等及び手口記録の作成並びに本件被疑者に係る指名手配及び身上事項に関する照会の有無が、「証拠資料」欄には特定事件を送致又は送付する時点における特定事件の証拠資料に関する情報が、それぞれ記載されている。これら

の情報が公開されれば、特定事件を送致又は送付した時点における捜査状況及び証拠資料に関する情報が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

タ 別表2の区分欄に掲げるI-2情報

I-2情報には、平成28年7月27日に特定警察署の刑事課員が特定警察署長に対して特定事件に関する指揮伺いをした内容が記載されており、かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査内容及び指揮伺い事項が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

チ 別表2の区分欄に掲げるJ-3情報

J-3情報のうち、「年齢」欄には死亡者の年齢が、「男女別」欄には死亡者の性別が、「認知状況」欄には死亡に至る経緯及び死亡場所が、「出動等」欄には出動した場合の捜査員の氏名が、「検査」欄には簡易薬物検査実施の有無及びその方法が、「処理区分」欄には犯罪死体、変死体、非犯罪死体の処理区分が、「備考」欄には特定事件の死亡者の氏名を含む特記すべき事項が、それぞれ記載されている。これらの情報が明らかとなれば、警察の死体取扱状況が明らかとなり、犯罪企図者において自身が起こした犯罪が警察に認知され、捜査員を派遣して犯罪死体として重点を置き捜査しているか等が明らかとなるなど、貴重な情報になり得るものとする。その結果、被疑者の逃走、証拠隠滅等の対抗措置が図られ、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ツ 別表2の区分欄に掲げるJ-4情報

J-4情報には、特定事件に限らず平成28年7月26日に神奈川県警察

が取り扱った死体について、犯罪死体、変死体及び非犯罪死体並びに検視官の現場臨場件数が記載されている。

審査請求人は、内訳件数を公開したところで、捜査状況を推認することはできない旨主張するが、かかる情報が公開されれば、警察の死体取扱状況が明らかとなり、犯罪企図者において、自身が起こした犯罪が警察に認知されているのか、又はどのように処理されたのか等が明らかとなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

テ 別表2の区分欄に掲げるK-1情報

K-1情報には、警察が特定事件の手がかりを得た認知の端緒が記載されている。かかる情報が公開されれば、警察が110番通報内容のどこに特定事件の手がかり、すなわち認知の端緒があると認めたのかという着眼点が明らかとなる。犯罪企図者において、自身が起こした犯罪について、どのような通報がなされた時に警察が捜査に着手するのかなど対抗措置を講じられ、逃走及び罪証隠滅が図られ今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ト 別表2の区分欄に掲げるK-3情報及びK-5情報

K-3情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が記載されており、K-5情報には、本件被疑者の逮捕後の本件犯行に係る認否の詳細な供述内容等が記載されている。これらの情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ナ 別表2の区分欄に掲げるK-4情報

K-4情報には、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況、本件被疑

者の供述内容等及び本件被害者の被害状況が記載されている。これらの情報は、本件被疑者の本件犯行の事実認定をする上で重要な証拠資料であって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ニ 別表2の区分欄に掲げるL-2情報及びM-2情報

標記の情報には、特定事件の詳細な犯行状況が記載されている。かかる情報は、特定事件の犯行態様などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ヌ 別表2の区分欄に掲げるL-4情報

L-4情報には、特定事件が発生し、同日本件被疑者を逮捕するとともに、特定警察署に神奈川県警察本部刑事部長を捜査本部長とする捜査本部を設置した際の各所属から派遣された捜査員の所属及び人数すなわち、捜査本部の体制が記載されている。

捜査本部に招集する捜査員の所属及び人数は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであり、その所属はもとより人数が明らかになると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかが明らかとなる。捜査のどこに重点が置かれているかという情報は、円滑な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本

文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたものであり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

捜査第一課は、分掌事務として、殺人、傷害その他の生命及び身体に関する犯罪の捜査並びに変死体の検視に関する業務等を所管している。

ア 甲A文書は、本件本部長指揮事件の事件指揮に関し、捜査の着手、捜査本部の設置、逮捕状の請求、本件被疑者の身柄の送致等について、その都度捜査第一課長を経て神奈川県警察本部長へ報告し、指揮を受けた際に作成された文書である。

イ 乙B文書は、本件被疑者の取調べに関して午後10時から翌日の午前5時までの間又は1日につき8時間を超えて取調べを行うことについて神奈川県警察本部長等の事前承認を受けたため、経緯及び結果を明らかにするために作成された文書であり、甲A文書に添付して保管していたものである。

ウ 丙C文書及び丙D文書は、特定事件の参考人等呼び出す際の通知内容及び呼出しを実施した結果等を一覧にして記載した文書である。

エ 丁E文書は、特定事件の真相を究明し、公判への的確な対応を図るため、本件被疑者、参考人その他の関係者の取調べ、証拠品の搜索差押え、裏付け等の各種捜査について、緻密かつ適正な組織的捜査を遅延なく迅速に展開すべく、特定事件の捜査本部が設置された平成28年7月26日から作成された捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモである。

オ 戊F文書は、平成28年7月25日の当直時間帯に特定警察署管内において発生した犯罪について、その概要を記録するために作成された文書であり、翌日特定警察署の署長に報告したものである。

カ 己G文書は、令状請求を行うに際し、請求の内容、発付及び執行の状況等を明らかにするために作成された文書である。

キ 庚H文書は、特定事件を検察庁へ送致するに当たって、その経過を明

らかにするために作成された文書である。

ク 辛 I 文書は、特定事件に関して特定警察署の刑事課員が電話により特定警察署の署長へ指揮伺いを行い、指揮を受けた際に作成された文書である。

ケ 壬 J 文書は、平成 28 年 7 月 26 日に捜査第一課が各警察署から死体を取り扱う旨の報告を受けた際に認知状況及び処理区分等を明らかにするために一覧にして記載された文書である。

コ 癸 K 文書から癸 M 文書までは、捜査第一課が把握した特定事件の情報を記録化するために作成された文書並びに捜査第一課が特定事件の発生、捜査本部の設置及び本件被疑者の逮捕について各警察署長及び警察庁等へ通知するために作成された文書である。

サ 甲の 1 N 文書は、社会的反響が大きい特定事件について、県民に対し警察の活動を知らせるための広報活動の一環として、報道機関に対して速やかに発表するため、警察が事案発生を確認し把握した範囲内で作成した文書（第一報）から新たな事実が判明した都度、捜査第一課が作成して報道機関に発出した文書（第二報から第七報）及び本件被疑者の再逮捕に関し捜査第一課が作成して報道機関に発出した文書である。

シ 乙の 1 O 文書は、平成 28 年 7 月 27 日に行われた公安委員会定例会議において社会的反響が大きい特定事件の本件被疑者の検挙について、神奈川県警察本部刑事部が神奈川県公安委員会に報告するために作成された文書である。

本件行政文書は、いずれも捜査第一課が管理していたものであり、捜査第一課は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

また、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、捜査第一課は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

(6) 看守の氏名に係る理由付記について

実施機関は、平成 29 年 9 月 19 日付け行政文書一部公開決定通知書にお

いて、甲A文書中「看守の氏名」につき、条例第5条第1号の非公開情報に該当する旨、理由を付記して決定していたものであるが、看守の氏名情報は存在しないことを確認した。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、実施機関は、殺人、傷害その他の生命及び身体に関する犯罪の捜査並びに変死体の検視に関する業務を所管しており、実施機関が特定事件の発生前の文書についても検索を行っているとする説明に実施機関の分掌事務からしても不合理な点は認められないことから、かかる主張を採用することはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

(ア) 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、F-4情報のうち本件被疑者の生年月日、H-3情報、K-2情報、L-1情報及びM-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件被疑者の本籍、出生地、生年月日及び前科前歴並びに本件被疑者の家族関係を含む居住状況、本件被疑者が使用する車両に関する情報、本件被疑者が特定警察署へ出頭した際の供述内容、特定事件の証拠品である本件被疑者が犯行に使用した凶器に関する情報、特定警察署が本件被疑者を保護した際の本件被疑者の供述内容及び捜査によって判明した本件被疑

者に関する情報が記載されており、これらの情報は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 別表2の区分欄に掲げるA-2情報

当審査会が確認したところ、A-2情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が記載されており、かかる情報は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ウ) 別表2の区分欄に掲げるA-3情報

当審査会が確認したところ、A-3情報には、本件被害者の氏名、年齢、生年月日、死亡確認場所及び死因が記載されており、これらの情報は、本件被害者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(エ) 別表2の区分欄に掲げるC-1情報、D-1情報、F-1情報からF-3情報まで、H-1情報、H-2情報、I-1情報、J-1情報、J-2情報、N-1情報及びO-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）であることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、警部補以下の氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)カのとおり主張するが、本件行政文書が特定事件を捜査した特定警察署及び捜査第一課で作成されたことが前提である以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものである

から、かかる主張を採用することはできない。

(ウ) 別表 2 の区分欄に掲げる C-2 情報、D-2 情報及び D-3 情報のうち「被疑者、参考人等の別」欄の情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、被疑者、参考人等の種別及び呼出人を出頭させる場所並びに呼出人の住居及び氏名が記載されており、これらの情報は、呼出人の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(カ) 別表 2 の区分欄に掲げる F-4 情報（本件被疑者の生年月日を除く。）

当審査会が確認したところ、標記の情報のうち、「被害者関係」欄には本件被害者の氏名のほか、別件被害者の住居、学年、氏名、年齢及び電話番号が、「被疑者」欄には別件被害者の供述により判明した別件事件の被疑者の人相着衣が、「状況」欄には本件被疑者の犯行状況のほか、別件被害者の供述により判明した別件被害者の詳細な被害状況が、「被害品」欄には本件被害者の詳細な被害状況が、それぞれ記載されており、これらの情報は、本件被疑者、本件被害者及び別件被害者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(キ) 別表 2 の区分欄に掲げる G-1 情報

当審査会が確認したところ、G-1 情報には、特定事件及び別件事件の令状請求をした罪名、被疑者氏名、裁判官氏名、執行官氏名及び被害者氏名並びに捜査内容等が記載されており、これらの情報は、被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

なお、審査請求人は、前記 3 (1) キのとおり、本件被疑者の氏名及び罪名について、他の文書では公開になっているため、処分の整合性が

担保できておらず公開すべき旨主張するが、本件被疑者の氏名を公開すれば、同人に係る令状が何通請求され執行されたのかが明らかとなる
ところ、同人に係る令状が何通発行されたか自体が、同人に係る個人
識別情報と認められることから、かかる主張を採用することはでき
ない。

(ク) 別表 2 の区分欄に掲げる H-4 情報

当審査会が確認したところ、庚H文書には、別紙 1 として犯罪事実、
別紙 2 として犯罪の情状等に関する意見（成人用）が添付されており、
別紙 1 及びその別表には特定事件の発生時間を含む本件被疑者の具
体的な犯行状況並びに本件被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡
確認場所及び死因が、別紙 2 には本件被疑者に対する処分意見、本件
被疑者の身上、本件被害者の感情及び検察官連絡事項等の犯罪の情状
等に関する意見が、それぞれ記載されており、これらの情報は、本件
被疑者及び本件被害者の氏名とともに記載されていることが認めら
れる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特
定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第
5 条第 1 号本文に該当する。

(ケ) 別表 2 の区分欄に掲げる J-3 情報

当審査会が確認したところ、J-3 情報には、本件被害者の氏名のほ
か、平成 28 年 7 月 26 日に捜査第一課が各警察署から死体を取り扱う
旨の報告を受けた死亡者の年齢、性別、死亡に至る経緯及び死亡場所
並びに出動した場合の捜査員の氏名、簡易薬物検査実施の有無及びそ
の方法、死体の処理区分のほか、当該死体に関する特記すべき事項が
記載されていることが認められる。したがって、本件被害者の氏名は、
個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当し、
特定事件の死亡者以外の死亡者に係る情報は、個人に関する情報であ
って、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、
個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、J-3 情報
は、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(コ) 別表 2 の区分欄に掲げる K-1 情報

当審査会が確認したところ、K-1 情報には、特定施設の職員からの 110 番通報の詳細な通報内容が記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(サ) 別表 2 の区分欄に掲げる K-3 情報及び K-5 情報

当審査会が確認したところ、K-3 情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が記載されており、K-5 情報には、本件被疑者の逮捕後の本件犯行に係る認否の詳細な供述内容等が記載されており、これらの情報は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(シ) 別表 2 の区分欄に掲げる K-4 情報

当審査会が確認したところ、K-4 情報には、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況、本件被疑者の供述内容等及び本件被害者の被害状況が記載されており、これらの情報のうち、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況及び本件被疑者の供述内容等は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況及び本件被疑者の供述内容等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、本件被害者の被害状況は、氏名は記載されていないものの、その情報の性質から、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、K-4 情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

(ス) 別表 2 の区分欄に掲げる L-2 情報及び M-2 情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件被疑者の特定事件に係る詳細な犯行状況が記載されており、かかる情報は、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、か

かる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、A-2情報、H-3情報、K-2情報、K-3情報、K-5情報、L-1情報、L-2情報、M-1情報及びM-2情報並びにF-4情報、H-4情報及びK-4情報のうち本件被疑者に関する情報

当審査会が確認したところ、本件被疑者の氏名等については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても条例第5条第1号ただし書イに該当するものとして公開されているものと考えられるが、標記の情報については、慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当しない。また、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報にも該当しないことから、同号ただし書アに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、前記3(1)アのとおり、これらの情報のうち、

「本籍」の一部（住所のうち公表されている部分に相当するもの）及び「生年」部分について、公表情報として取り扱われるべきである旨主張するが、上述のとおり判断されることから、かかる主張を採用することはできない。

- (イ) 別表 2 の区分に揚げる A-3 情報、C-2 情報、D-2 情報及び K-1 情報並びに A-4 情報、F-4 情報、H-4 情報、J-3 情報及び K-4 情報（本件被疑者に関する情報を除く。）並びに G-1 情報（「令状発付裁判官氏名」欄及び「令状執行執行官氏名」欄を除く。）

当審査会が確認したところ、標記の情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

- (ウ) 別表 2 の区分欄に揚げる C-1 情報、D-1 情報、F-1 情報から F-3 情報まで、H-1 情報、H-2 情報、I-1 情報、J-1 情報、J-2 情報、N-1 情報及び O-1 情報

当審査会が確認したところ、警部補以下氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びイに該当しない。また、これらの情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

- (エ) 別表 2 の区分欄に揚げる G-1 情報のうち「令状発付裁判官氏名」欄及び「令状執行執行官氏名」欄

当審査会が確認したところ、標記の情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当せず、これらの情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、前記3(1)キのとおり、裁判官氏名及び執行官氏名は、明らかに国立印刷局発行の職員録、裁判所のホームページ等で公表されているため、同号ただし書イに該当する旨主張するが、己G文書における裁判官の氏名は、慣行として公にされている単なる裁判官の氏名というものではなく、当該被疑者に係る令状の発付を行った裁判官が誰であるかという被疑者に係る個人に関する情報である。当該被疑者の令状を発付した裁判官が誰であるかということは、慣行として公にされている事実とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる主張を採用することはできない。

また、当審査会が確認したところ、執行官の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることが認められることから、前記(ウ)と同様に、同号ただし書イには該当せず、かかる主張を採用することはできない。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-4情報及びE-1情報について

(ア) A-4情報

当審査会が確認したところ、A-4情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者の人定事項、捜査体制情報、被疑者犯行等情報並びに指揮伺い等情報が記載されていることが認められる。

これらの情報について、実施機関は、前記4(1)ア(イ)及び同イ(イ)のとおり、条例第5条第1号に該当する旨説明するところ、A-4情報に

は、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者に係る情報が多数含まれていることが認められる。しかし、これらの情報は、後記(4)イのとおり、その全容が同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(イ) E-1 情報

当審査会が確認したところ、丁E文書は、特定事件の捜査本部が設置されて以降作成された捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモであり、E-1 情報には、特定事件の捜査により判明した本件被疑者、本件被害者及び本件関係者に係る詳細な捜査結果等が記載されていることが認められる。

これらの情報について、実施機関は、前記4(1)ア(カ)及び同イ(イ)のとおり、条例第5条第1号に該当する旨説明するところ、E-1 情報には、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者に係る情報が多数含まれていることが認められる。しかし、これらの情報は、後記(4)クのとおり、その全容が同条第6号に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件非公開情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

別表2の区分欄に掲げるH-8情報、L-6情報及びM-4情報は、警察電話

の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、かかる情報を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるなど、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(2)のとおり主張するが、たとえ本件警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を採用することはできない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 別表2の区分欄に掲げるA-1情報、F-4情報のうち本件被疑者の生年月日、H-3情報、K-2情報、L-1情報及びM-1情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件被疑者の本籍、出生地、生年月日及び前科前歴並びに本件被疑者の家族関係を含む居住状況、本件被疑者が使用する車両に関する情報、本件被疑者が特定警察署へ出頭した際の供述内容、特定事件の証拠品である本件被疑者が犯行に使用した凶器に関する情報、特定警察署が本件被疑者を保護した際の本件被疑者の供述内容及び捜査によって判明した本件被疑者に関する情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、特定事件に係

る捜査の結果判明した情報であり、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらの情報が公開されれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 別表2の区分欄に掲げるA-2情報及びA-4情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が、加えて、A-4情報には、本件被疑者、本件被害者及び本件関係者の人定事項並びに捜査体制情報、被疑者犯行等情報及び指揮伺い等情報が記載されていることが認められる。

捜査体制情報は、実施機関において特定事件の捜査本部の方針等を把握した上で、各所属の状況等を考慮の上、人数を決定したものと認められる。各所属においては、それぞれ専門知識を有する職員が配置されており、事件の規模や内容によっても、所属ごとの差出人数は変動し、捜査本部に招集する捜査員の所属及び人数は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであり、その所属はもとより招集人数が明らかとなると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかが明らかになるという実施機関の説明は首肯できる。そして、捜査のどこに重点が置かれるかという情報は、迅速的確な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、かかる情報が公開されれば、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、特定事件に係る招集人数は、県内における大小様々な捜査体制に少なからず影響を及ぼす可能性があり、このような捜査体制が明らかになれば、警察組織に対抗する不特定多数の者が、各種捜査活動に対する妨害等を企図する可能性があり、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがある

と実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

被疑者犯行等情報は、本件被疑者の犯人性に係る内容、本件犯行に係る認否の供述内容等及び犯行状況が、いずれも具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等の情報及び被疑者犯行等情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらの情報が公開されれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

指揮伺い等情報は、特定事件の捜査に関する指揮伺い事項及びそれに伴う指揮事項並びに捜査結果が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、特定事件の捜査本部が本件捜査のどこに重点を置いているのかという着眼点やどのような捜査をどこまでの範囲で行ったのかという本件捜査の進捗状況が明らかとなり、迅速的確な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、指揮伺い等情報が公開されれば、実施機関の行う捜査方針等情報が明らかとなる。捜査方針等情報は、犯罪の立件基準及び捜査の手の内であることから、これらの情報が公開されると、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、標記の情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 別表2の区分欄に掲げるA-3情報

当審査会が確認したところ、A-3情報には、本件被害者の氏名、年齢、生年月日、死亡確認場所及び死因が記載されていることが認められる。

実施機関は、これらの情報のうち死因には、特定事件の捜査により判明した本件被害者が死亡又はその一因となった詳細な損傷状況が記載

されており、実施機関しか知り得ない情報である旨説明している。これらの情報は、特定事件に係る捜査の結果判明した情報であり、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 別表2の区分欄に掲げるA-5情報

当審査会が確認したところ、A-5情報には、本件本部長指揮事件を捜査するに際し、捜査第一課長を経て神奈川県警察本部長に指揮を受けた日時及び方法が当該指揮（伺い）事項とともに記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査指揮のタイミングやその内容という本件捜査の進捗状況が明らかとなる。事件の規模や内容によっても捜査の進捗状況は異なるものであることから、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 別表2の区分欄に掲げるA-6情報、H-7情報、K-6情報、L-3情報、M-3情報及びN-2情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、特定事件の発生時間及び侵入時間であることが認められる。実施機関は、報道機関に対して、特定事件の発生時間について「平成28年7月26日午前2時ころ」、特定事件の認知時間について「同日午前2時45分」と広報しており、実施機関が特定した詳細な発生時間については公表していないものと認められる。とすれば、特定事件の詳細な発生時間及び侵入時間が公開されれば、本件犯行に係る時間的な範囲、つまり、本件被疑者が犯行に要した時間が明らかとなる。かかる情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを

公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 別表2の区分欄に掲げるB-1情報

当審査会が確認したところ、B-1情報には、本件被疑者の夜間取調べ等の事前承認日時、承認者並びに当該事前承認を受ける理由及び類型が記載されていることが認められる。本件被疑者に関して、夜間取調べの承認をいつ受け、何件実施したかという情報は、捜査手法に関する情報であって、これらを公開すれば、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

キ 別表2の区分欄に掲げるC-2情報、C-3情報、D-2情報及びD-3情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、特定事件に関してどのような立場の呼出人をいつ、どこにどのような理由で呼び出すかの予定及び呼出しの通知をいつどのような方法で行ったのか、さらには呼出しを実施した結果及び参考事項が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、捜査が及んでいる範囲及び特定事件に関して参考人の呼出しを何名予定し、何名実施したのかが明らかとなるばかりでなく、捜査の進捗状況、捜査協力者及び捜査の範囲までもが明らかとなり、被疑者その他の関係者による逃走、証拠隠滅等が容易となり、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ク 別表2の区分欄に掲げるE-1情報

当審査会が確認したところ、丁E文書は、特定事件の捜査本部が設置

されて以降作成された捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモであり、E-1 情報には、特定事件の捜査により判明した特定事件の概要及び捜査方針並びに本件被疑者、本件被害者及び本件関係者に係る詳細な捜査結果等が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、特定事件に関する個々具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項、すなわち捜査本部が本件捜査のどこに重点を置いているのかという着眼点やどのような捜査をどこまでの範囲でどのような方法で行ったのかという本件捜査の進捗状況等が明らかとなり、迅速的確な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、公開することにより、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、特定事件に関する個々具体的な捜査事項には、本件被疑者に係る犯行状況、本件被害者に係る被害状況、本件関係者に係る参考となる情報が含まれていることが認められる。これらの情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

さらに、実施機関の行う捜査手法に関わる事項が公開されれば、犯罪企図者において捜査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

なお、丁E文書はその全部が非公開とされており、審査請求人は部分公開すべき旨主張しているから、その可否について検討すると、丁E文書に含有される文書を部分公開すれば、当該文書の作成の事実を明らかにすることとなり、具体的な捜査事項及びその手法を公開するのと等し

い結果を生じると認められるから、部分公開をすることで上述した支障を及ぼすおそれは否定できず、部分公開を行わなかった実施機関の判断は妥当である。

ケ 別表 2 の区分欄に掲げる F-4 情報（本件被疑者の生年月日を除く。）

当審査会が確認したところ、標記の情報のうち、「被害者関係」欄には本件被害者の氏名のほか、別件被害者の住居、学年、氏名、年齢及び電話番号が、「被疑者」欄には別件被害者の供述により判明した別件事件の被疑者の人相着衣が、「状況」欄には本件被疑者の犯行状況のほか、別件被害者の供述により判明した別件被害者の詳細な被害状況が、「被害品」欄には本件被害者の詳細な被害状況が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、特定事件及び別件事件に係る捜査の結果判明した情報であり、事件の犯行態様や計画性などの犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらの情報が公開されれば、事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。

コ 別表 2 の区分欄に掲げる F-5 情報

当審査会が確認したところ、F-5 情報には、特定事件及び別件事件における証拠品の有無及び被害届提出に関する情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、事件を立件する上で、犯罪立証のための重要な情報であり、これらの情報が公開されれば、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、前記 3 (3) オのとおり、特定事件では明らかに証拠品があるといえるから、非公開事由に該当せず、別件事件の分についても、氏名等が非公開とされている以上、証拠品の有無は公開したとこ

るで、犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれはない旨主張するが、明確な物的証拠がなくとも被疑者を逮捕する場合も考えられるとする実施機関の説明は、刑事訴訟法の規定に照らして首肯できるから、かかる主張を採用することはできない。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

サ 別表2の区分欄に掲げるG-1情報及びG-2情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、特定事件及び別件事件について逮捕状等の令状を請求した令状請求決裁月日、令状種別、罪名、被疑者氏名、令状発付月日時、裁判官の氏名、令状執行月日時、執行官の氏名、有効期間、更新状況及びその他参考となる事項が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、被疑者に係る令状が何通請求され執行されたのか、また、令状の有効期間及び更新状況が明らかとなり、当該事件の捜査の進捗状況のほか、警察の捜査手法に係る事項が明らかとなり、当該事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、当該事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

シ 別表2の区分欄に掲げるH-2情報

当審査会が確認したところ、H-2情報は、本件被疑者を逮捕した警察官の氏名であることが認められる。逮捕に従事した警察官は、被疑者やその関係者からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該警察官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があることから、犯罪の予防に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ス 別表2の区分欄に掲げるH-4情報

当審査会が確認したところ、庚H文書には、別紙1として犯罪事実、別紙2として犯罪の情状等に関する意見（成人用）が添付されており、別紙1及びその別表には特定事件の発生時間を含む本件被疑者の具体的な犯行状況並びに本件被害者の氏名、生年月日、被害状況、死亡確認場所及び死因が、別紙2には本件被疑者に対する処分意見、本件被疑者の身上、本件被害者の感情及び検察官連絡事項等の犯罪の情状等に関する意見が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

セ 別表2の区分欄に掲げるH-5情報及びL-5情報

当審査会が確認したところ、標記の情報は、特定事件を主体的に処理し、各捜査員を指揮する警部の階級にある捜査主任官の氏名であることが認められる。事件を直接指揮する立場である捜査主任官は、被疑者等からの反発、反感等を招きやすく、当該情報が公開されると当該個人が特定され、これを知った被疑者の関係者等からいわゆる「お礼参り」という報復その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、当該捜査主任官本人、ひいてはその家族をも攻撃や嫌がらせの対象にされ、生命、身体等の安全を脅かす犯罪を誘発する可能性があり、あるいは事件関係者等からの直接又は間接の不当な接触等により、様々な懐柔、干渉等を加えられ、さらには捜査に対抗する措置を講じられたりするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ソ 別表2の区分欄に掲げるH-6情報

当審査会が確認したところ、H-6情報のうち、「作成・照会」欄には特

定事件を送致又は送付する時点における本件被疑者に係る被害記録、写真、指掌紋記録等及び手口記録の作成並びに本件被疑者に係る指名手配及び身上事項に関する照会の有無が、「証拠資料」欄には特定事件を送致又は送付する時点における特定事件の証拠資料に関する情報が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報が公開されれば、特定事件を送致又は送付した時点における捜査状況及び証拠資料に関する情報が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

タ 別表2の区分欄に掲げるI-2情報

当審査会が確認したところ、I-2情報には、特定警察署の刑事課員が特定警察署長に対して特定事件に関する指揮伺いをした内容が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、特定事件に係る捜査内容及び指揮伺い事項、つまり捜査の進捗状況が明らかとなり、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

チ 別表2の区分欄に掲げるJ-3情報

当審査会が確認したところ、J-3情報には、本件被害者の氏名のほか、平成28年7月26日に捜査第一課が各警察署から死体を取り扱う旨の報告を受けた死亡者の年齢、性別、死亡に至る経緯及び死亡場所並びに出動した場合の捜査員の氏名、簡易薬物検査実施の有無及びその方法、死体の処理区分のほか、特記すべき事項が記載されている。これらの情報が公開されれば、警察の死体取扱状況が明らかとなり、犯罪を犯した者が自身が起こした犯罪が警察に認知され、捜査員を派遣して犯罪死体として重点を置き捜査しているか等が明らかとなるなど、未だ認知されて

いない事件の犯人に捜査情報を推知される結果を生じ、これにより、被疑者の逃走、証拠隠滅等の対抗措置が図られ、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ツ 別表2の区分欄に掲げるJ-4情報

当審査会が確認したところ、J-4情報には、本件被害者に限らず平成28年7月26日に神奈川県警察が取り扱った死体について、犯罪死体、変死体及び非犯罪死体並びに検視官の現場臨場件数が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されれば、警察の死体取扱状況が明らかとなり、犯罪企図者において、自身が起こした犯罪が警察に認知されているのか、又はどのように処理されたのか等の捜査の進捗状況が明らかとなり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により対抗措置を講じられるなど、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、前記3(3)クのとおり、内訳件数を公開したところで、捜査状況を推認することはできない旨主張するが、上述のとおり判断されることから、かかる主張を採用することはできない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

テ 別表2の区分欄に掲げるK-1情報

当審査会が確認したところ、K-1情報には、特定施設の職員が行った110番通報の詳細な通報内容が記載されており、その内容は、警察が特定事件の手がかりを得た認知の端緒の詳細な内容であることが認められる。かかる情報が公開されれば、警察が110番通報内容のどこに特定事件の手がかり、すなわち認知の端緒があると認めたのかという着眼点が明らかとなり、犯罪企図者において、自身が起こした犯罪について、どのような通報がなされた時に警察が捜査に着手するのかなど対抗措置を講じられ、逃走及び罪証隠滅が図られ今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認めら

れる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ト 別表2の区分欄に掲げるK-3情報及びK-5情報

当審査会が確認したところ、K-3情報には、本件被疑者が特定警察署に出頭した際の供述内容等が記載されており、K-5情報には、本件被疑者の逮捕後の本件犯行に係る認否の詳細な供述内容等が記載されていることが認められる。これらの情報は、特定事件の犯行態様や計画性などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ナ 別表2の区分欄に掲げるK-4情報

当審査会が確認したところ、K-4情報には、特定事件発生直後の詳細な現場建物の状況、本件被疑者の供述内容等及び本件被害者の被害状況が記載されていることが認められている。これらの情報は、本件被疑者の本件犯行の事実認定をする上で重要な証拠資料であって、これらを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれがあることから、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第6号に該当する。

ニ 別表2の区分欄に掲げるL-2情報及びM-2情報

当審査会が確認したところ、標記の情報には、特定事件に係る本件被疑者の詳細な犯行状況が記載されていることが認められる。かかる情報は、特定事件の犯行態様などの本件犯行の違法性及び有責性の程度に大きく関わるものであって、これを公開すれば、特定事件の刑事裁判に不当な影響を及ぼす可能性があり、公判の適正が確保されなくなるおそれ

があることから、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ヌ 別表2の区分欄に掲げるL-4情報

当審査会が確認したところ、L-4情報には、特定事件の発生を受け、実施機関が特定警察署に捜査本部を設置した際、同本部に各所属から派遣された捜査員の所属及び人数、すなわち同本部の体制が記載されていることが認められる。

捜査本部に招集する捜査員の所属及び人数は、特定事件の捜査本部の捜査方針等に基づいて決定されるものであり、その所属はもとより招集人数が明らかになると、特定事件における捜査の重点がどこに置かれているかが明らかになるとする実施機関の説明は首肯できる。そして、捜査のどこに重点が置かれているかという情報は、迅速的確な捜査はもとより、その後の特定事件の刑事裁判にも密接に関わるものであることから、かかる情報が公開されれば、特定事件の捜査及び公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

また、特定事件に係る招集人数は、県内における大小様々な捜査体制に少なからず影響を及ぼす可能性があり、このような捜査体制が明らかになれば、警察組織に対抗する不特定多数の者が、各種捜査活動に対する妨害等を企図する可能性があり、犯罪捜査に支障が及ぶおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ネ 別表2の区分欄に掲げるF-3情報及びI-1情報

標記の情報について、実施機関は、前記4(3)ケのとおり、条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)ア(エ)及び(2)イ(ウ)のとおり、同条第1号に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開とされた本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不当とはいえない。

(6) 理由付記の不備について

実施機関は、前記4(6)のとおり、本件処分において、甲文書に看守の氏名情報があるものとして非公開の理由を付記していたが、実際には、同文書に看守の氏名情報は存在しなかったと説明している。

これを受け、当審査会において確認したところ、甲A文書には、看守の氏名情報の記載は存在しないことが認められることから、当該情報に係る非公開の理由は誤記であるものの、実際に非公開とした情報の理由付記に欠けるところはないと考えられる。

そもそも、申請を拒否する処分をする場合にその理由を付記するのは、当該処分の相手方との関係では、当該相手方に当該理由を知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨によるものである（最高裁判所平成4年（行ツ）第48号、同年12月10日第一小法廷判決参照）。条例第10条第3項において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときに、その理由を併せて通知することを義務付けているのも、同じ趣旨によるものと解され

る。

これを本件についてみると、非公開の理由がその記載自体から審査請求人に了知し得る程度に提示されており、不服の申立てに支障が生じたところまでは認められないから、前記の制度趣旨に鑑み、本件処分を取り消す理由とはならない。

(7) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方についても種々主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性(条例第5条各号)、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性(条例第3条第1項)やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

本件処分において特定された文書一覧			
番号	大分類	文 書 名	略 称
1	甲文書	警察本部長事件指揮簿	甲 A 文書
2	乙文書	事前承認等記録票	乙 B 文書
3	丙文書	呼出予定一覧	丙 C 文書
4		呼出簿	丙 D 文書
5	丁文書	捜査結果資料、捜査報告書及び捜査メモ	丁 E 文書
6	戊文書	事件速報簿	戊 F 文書
7	己文書	令状請求簿	己 G 文書
8	庚文書	犯罪事件処理簿	庚 H 文書
9	辛文書	電話通信紙	辛 I 文書
10	壬文書	死体発見報告受理簿	壬 J 文書
11	癸文書	障害者施設における刃物使用の死傷者多数を伴う殺人等事件【特定警察署】	癸 K 文書
12		相模原市緑区千木良における多数の死傷者を伴う殺人等事件（第 1 報、第 2 報及び第 3 報）（各所属長宛てのもの）	癸 L 文書
13		相模原市緑区千木良における多数の死傷者を伴う殺人等事件（第 1 報、第 2 報及び第 3 報）（警察庁等宛てのもの）	癸 M 文書
14	甲の 1 文書	広報文	甲の 1 N 文書
15	乙の 1 文書	公安委員会定例会議資料（平成 28 年 7 月 27 日）	乙の 1 O 文書

別表 2

本件処分における非公開情報一覧			
文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
甲A文書	A-1	本件被疑者の本籍、生年月日及び前科前歴並びに本件被疑者に関する情報	第1号 第6号
	A-2	第1面「事件の概要」欄中「1 事件の概要」の一部	
	A-3	本件被害者の氏名、年齢、生年月日、死亡確認場所及び死因	
	A-4	第2面以降の「指揮（伺い）事項」欄の指揮（伺い）事項内容の一部	第6号
	A-5	第2面以降の「指揮（伺い）月日時」欄の指揮（伺い）月日時等	
	A-6	特定事件の発生時間	
	A-7	看守の氏名	第1号
乙B文書	B-1	事前承認内容	第6号
丙C文書	C-1	「係員氏名」欄及び「記入者氏名」欄	第1号
	C-2	「被疑者、参考人等の別」欄、「呼出人」欄及び「出頭場所」欄	第1号 第6号
	C-3	日付、「番号」欄、「呼出年月日時」欄、「通知年月日時」欄、「通知方法」欄及び「呼出を要する理由」欄	第6号
丙D文書	D-1	「係員氏名」欄及び「記入者氏名」欄	第1号
	D-2	「呼出人」欄及び「出頭場所」欄	第1号 第6号
	D-3	「番号」欄、「呼出月日時」欄、「通知月日時」欄、「通知方法」欄、「被疑者、参考人等の別」欄、「呼出（し）を要する理由」欄、「結果」欄及び「参考事項」欄	第6号
丁E文書	E-1	全部非公開	第1号 第6号

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
戊 F 文書	F-1	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	F-2	速報者及び受理者の氏名	
	F-3	刑事当直員、取扱者及び捜査員の氏名	第1号 第6号
	F-4	「被害者関係」欄、「被疑者」欄、「状況」欄及び「被害品」欄	
	F-5	「証拠品の有無、事件受理番号等」欄	第6号
己 G 文書	G-1	「罪名」欄、「被疑者氏名」欄、「令状発付裁判官氏名」欄、「令状執行執行官氏名」欄及び「備考」欄	第1号 第6号
	G-2	「令状請求決裁月日」欄、「令状種別」欄、「令状発付月日時」欄、「令状執行月日時」欄及び「有効期間及び更新状況」欄	第6号
庚 H 文書	H-1	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	H-2	逮捕者の氏名	第1号 第6号
	H-3	本件被疑者の本籍、出生地、生年月日及び前科	
	H-4	別紙1及びその別表並びに別紙2	
	H-5	警部以上の階級にある捜査員の氏名	第6号
	H-6	「作成・照会」欄及び「証拠資料」欄	
	H-7	特定事件の発生時間	
	H-8	警察電話の内線番号	第4号柱書
辛 I 文書	I-1	取扱者の氏名	第1号 第6号
	I-2	件名及び通信内容	第6号

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
壬J文書	J-1	入力担当者の氏名	第1号
	J-2	「非番」欄、「当直」欄、「日勤」欄及び裏面「出動等」欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名	
	J-3	「年齢」欄、「男女別」欄、「認知状況」欄、表面「出動等」欄、「検査」欄、「処理区分」欄及び「備考」欄	第1号 第6号
	J-4	死体取扱件数の内訳	第6号
癸K文書	K-1	「1 認知の端緒」の一部	第1号 第6号
	K-2	「4 被疑者」の一部	
	K-3	「6 事案の概要」の一部	
	K-4	「7 現場の状況」の(3)及び(4)	
	K-5	「8 検挙関係」の(4)犯行の認否の一部	
	K-6	「2 発生日時」の侵入時間	第6号
癸L文書	L-1	本件被疑者の生年月日	第1号 第6号
	L-2	「4 事案の概要」の一部(第2報及び第3報)	
	L-3	特定事件の侵入時間(第1報及び第3報)	第6号
	L-4	「5 捜査本部名及び捜査体制」の(3)捜査体制の一部(第1報)	
	L-5	警部以上の階級にある捜査員の氏名	
	L-6	警察電話の内線番号	
癸M文書	M-1	本件被疑者の生年月日及び前歴	第1号 第6号
	M-2	「4 事案の概要」の一部(第2報及び第3報)	
	M-3	特定事件の侵入時間(第1報及び第3報)	第6号
	M-4	警察電話の内線番号	第4号柱書

文書名 (略称)	区分	非公開情報	条例適用条項 (第5条各号)
甲の1N 文書	N-1	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号
	N-2	特定事件の侵入時間	第6号
乙の1O 文書	0-1	決裁欄の警部補以下の階級にある警察官の印影	第1号

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 2 月 13 日 (収受)	○ 諮問
令和 3 年 9 月 7 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
11 月 22 日 (第 213 回部会)	○ 審議
12 月 23 日 (第 214 回部会)	○ 審議
令和 4 年 1 月 17 日 (第 215 回部会)	○ 審議
2 月 25 日 (第 216 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和4年4月6日現在）（五十音順）